時事新報

第千三百八十八號
明治十九年九月廿三日　木曜日
舊丙戌八月廿六日　（丙戌）
日出午前五時四十九分　日入午後五時五十五分
月出午前零時十三分　月入午後二時三十分
滿潮午前　午後零時十二分
（西暦一千八百八十六年）

大坂出張所移轉社告

當時事新報社大坂出張所の儀是迄同府東區高麗橋通五丁目卅四番地に設置有之候處近來同出張所事務追々多端に相成り家屋の狹隘と感じ候に付今般同府東區高麗橋通二丁目三十三番地に移轉仕候

東京市中の看客へ社告

當社時事新報豫約御購讀被成下候に付ては右代價の義は總て前金に申請くべき筈に御座候處當社の不行屆より東京市中に限り是迄は兎角後金に相成り勝ちにて爲めに當社計算上の混雜は申すまでもなく定めて購讀者諸君の御手許に於ても御不都合ありしならんと恐縮の至りに奉存候就ては自今成る可き丈け注意仕り時事新報代價は乾度前金に申請け右前金相切れ候前には必ず當社より時事新報代價受取人を伺候致させ次回の前金御拂入れを請求仕るべく候間其節右受取人へ引續き時事新報を御送附申上候事の要否如何を御沙汰被成下度候

時事新報

舊藩主華族の東京住居を禁ずべし

我輩は數月以前に舊藩主華族が各其舊藩地に住居する事の甚だ利益ある所以を再三陳述したり其理由とする所を概言すれば第一明治の初年藩を廢して縣を置き舊藩主をして皆其家族を率ひて東京に來住せしめ藩地に留まることを禁じたるの趣意は人心の固陋なる急に三百年來封建の遺習を脱却すること能はず一旦廢藩置縣の擧を以て政治の組織を改新したりといへども舊藩主にして依然舊藩地に住居し舊主舊臣常に相見て常に舊時を談ずるの際には人情の自然として兎角に舊來の習慣を維持せんことを勉め或は大に新政に不利なる事を企つるの場合なきを必すべからずとれ掛念より外ならざりしならん當時に於ては尤もなる掛念なれども十五六年後最早斯る掛念の用なきのみか却て今は舊藩主を舊藩地に住居せしむるの必要を感ずるの事情ある事第二近年日本の不景氣は其主因幣政の宜しきを得ざるに在ること勿論なりといへども尚ほ此外にも種々の小原因なきにあらず即ち全國の財を東京に集合して地方に有力なる財産家の欠乏したるが如きも亦其原因なるべし今の舊藩主悉く財産に富むにあらざるも中には資産と負債と差引して負債の方に餘剰を見る者さへある次第なれども概して云へば祖先の餘澤尚ほ甚だ深くして家に上等の財産を積む者甚だ多く其上れ上あるものに至ては一家一年の生計に十萬圓以上を費す者も決して少なしと爲さず今此等の人々にして銘々其舊藩地に到り年々家計の費用を其地に散ずるの外に尚ほ餘力ある者は其地方有益の事業に資金を下し自他共に大に利するの計を爲さんには全國一般の幸福たるべき事第三舊藩主一身の私の爲めに謀りても東京の住居は我身分に屬する虚飾奢澤の費甚だ多くこれを省かんとすれば我体面を傷けて人に蔑せらる〻ことを省かざれば家計の出入相償はずして往々倒産の憂あり然るに舊藩地れ住居はこれに反して虚飾の費用甚だ少なくして人の敬愛を受くるは尋常に倍し出入常に餘りありて家計年を逐ふて豊かなるべく實に家れ至計たるべき事其他舊藩主其人等が人の侮を禦いて力の及ぶ限り國に對するの義務を盡さんとするにも家内の幼子女を教育するに當りて其身心の未だ健強ならざる間は都會の悪風俗と見聞せしめざらんとするにも彼れにも此れにも舊藩地住居の便利勝りて云ふべからざるなり是れ即ち近來世論の漸く舊藩主をして舊藩地に住居せしむるの利便を唱ふる所以なるべし

然るに此利ありて害なき國家公私の一要事を實地に施行せんとするに當りて爰に其途に横はるの一故障ありと云ふは當局の華族其人にして東京住居を棄て〻地方住居を取ることを好まざるの一事なり蓋し徳川政府の時代諸藩主皆其邸宅を江戸に構へ幕府への人質として一切の家族とともに住居せしめたるのみならず藩主身自からも多くは江戸の藩邸に在て國に就くは稀れなりし然るに幕府瓦解の時運に際し諸藩主皆其家族を率ひて江戸を去り各其藩地に移住し住み馴れし都會を棄て〻馴れぬ田舍の住居を本意ならずと思ふ折柄又々廢藩置縣の爲めに東京住居を命ぜられ時世に古昔の歎なきにならずと雖も人情田舍を棄て〻花の故郷の東京に歸住するは其喜び譬へんものなく爾來十餘年自由の生活に都の月雪花を詠めし都の歌舞音樂に耳目を娯ましめ口に都の珍味を食ひ身に都の時様を飾り其歡樂尋常ならざる折柄偶ま今日自今舊藩地住居勝手たるべしと申しも位の沙汰と聞きしりとて三百の舊藩主中自から好んで東京を去らんとする者は恐らくは僅かに指を屈するに過ぎざるならん蓋し深く利の在る所を究はめずして目前の小快樂に安んずるは人情の自然に於て甚だ免かれ難き所なればなり主人既に東京を去ることを好まざれば隨從する執事侍女輩固より田舍に行くことを好まず上下心を一にして東京住居を望むとすれば假令世論が何程深切に舊藩地住居を勸告するとも恐らくは之れを採納する者少なかるべし斯くては國の公益の爲めのみならず華族一家の私益の爲めにも甚だ不利なる事と申すべきなり故に此目的を達せんとするには我政府は唯從來華族が舊藩地に住居するの禁を解くのみに止まらず恰かも前年の命令を平翻し更めて自今華族は皆其舊藩地に住居すべし止むを得ざる事情ありて特に政府の許可を得たる者の外は東京に住居すると許さずと命令すること必要なるべし若し此位の嚴命なくして銘々の勝手に田舍住居苦しからずといふやうれ沙汰に止まらんには到底今の華族をして舊藩地に住居せしめ得べき工風なきものと信ずるなり

官報

○遞信省告示第八十八號

聯合郵便爲替條約ニ據リ來ル十月一日ヨリ伊太利國ト郵便爲替ヲ施行シ東京京都大阪横濱神戸長崎函館郵便局ニ於テ其事務ヲ取扱フ

明治十九年九月二十二日　遞信大臣榎本武揚

○軍艦到着　海門艦は去る十八日品海より横須賀へ到着せり

●流行地虎列剌

流行地	月日	新患	新舊死亡
京都府丹後國	九月二十日	十一人	五人
大坂府（内四區西成郡ニ新患三十三人新舊死亡二十七人）	同	七十八人	六十八人
神奈川縣（内横濱區ニ新患五人）	同	二十七人	十八人
兵庫縣（内神戸區ニ新患三人新舊死亡二人）	同	四十一人	二十五人
長崎縣（内長崎區ニ新患十三人新舊死亡三人）	同	二十五人	十一人
埼玉縣	同	十五人	七人
千葉縣	同	十八人	二十八人
茨城縣	同	十四人	八人
山梨縣	同	十三人	六人
長野縣	同	八十六人	二十八人
秋田縣	同	百七十三人	六十一人
福井縣	同	百二人	五十六人
石川縣	同	八十六人	五十五人
岡山縣	同	五人	二人
廣島縣	同	六十三人	五十一人
和歌山縣	同	二十五人	十二人
愛媛縣	同	三十四人	十四人
佐賀縣	同	六人	七人
函館支廳	同	十八人	十三人
小計新患八百四十八人新舊死亡四百六十七人			
埼玉縣	九月十九日	七人	七人
長野縣	同	五十八人	九人
山形縣	同	六十一人	九人
石川縣	同	九十二人	三十九人
富山縣	同	百二十八人	五十七人
島根縣	同	十四人	九十九人
高知縣	同	十五人	六人
福岡縣	同	二十三人	二十二人
小計新患三百八十二人新舊死亡二百四十九人			
埼玉縣	九月十八日	十一人	十一人
合計		新患千二百三十三人	新舊死亡七百二十七人

○流行地外虎列剌　北海道札幌去る十九日新患九人新舊死亡七人」京都府去る十九日新患七人新舊死亡七人」群馬縣去る十八日より二十一日迄新患十二人新舊死亡五人」栃木縣去る十九日新患四人新舊死亡三人」愛知縣去る十六日より十八日迄新患十七人新舊死亡十一人」靜岡縣去る十六日より十八日迄新患二十六人新舊死亡三人」福島縣去る十九日新患二人」宮城縣去る十六日新患三人死亡一人」岩手縣去る十七日十八日新患九人新舊死亡九人」鳥取縣去る十八日より二十日迄新患五人死亡一人」德島縣去る十九日新患十八人新舊死亡八人」大分縣去る十一日十二日新患二十八人新舊死亡九人」岐阜縣去る二十日二十一日新患一人新舊死亡二人

○釜山港輸出入品の價格　本年八月三十一日附在釜山港領事館の報告に據るに本年上半季間に本邦より釜山港へ輸入せし貨物の總價格及同港より本邦へ輸出せし貨物の總價格は輸入品價格二十三萬千四百六十六圓六錢五厘、此の内輸入れ最多額なるものを擧ぐれば六萬圓餘米(日本産)三萬圓餘金巾(英産)一萬圓餘寒冷紗(同上)輸出品總價格十九萬二千百十九圓八錢、此の内輸出の最多額なるものを擧ぐれば八萬圓餘金地(朝鮮産)六萬圓餘牛皮(同上)右輸出總額の内本邦へ積戻高と四千三百八十四圓廿一錢あり　(以上本年九月廿二日官報)

雜報

○福島蠶糸業組合取締所の紛議　去る十八日付福島通信員よりの報知に曰く當縣蠶糸業組合取締所の紛議は今猶片付かざれど延引乍ら茲に其大略を報ずべし抑も此紛議の原因たるや明かに表面に見へざれど怪しむべきが如くなれども全く費用賦課の方法と議員撰擧の平均とを得ざるより起きり元來本縣内二十一郡にて生糸組合七十一組あり取締所は之を統轄するものにて其頭取い各組長七十一人にて撰擧し其議員は各郡一名宛の割合にて各組長の内より撰び出す事なり右取締所の費用は三千三百七圓餘にて内三千四十二圓餘は信夫伊達安達田村四郡にて負擔し殘り二百六十四圓餘を他の十七郡より支出するものなり是は生糸の産出額より割出したるものなれば固より當然なりとするも議員は一郡一名宛なれば人數上にて常に四郡が不利を招くは自然の勢なり例へば十七郡議員の旅費日當のみにても十七郡より支出する金額にては不足を生ずる位なれば信達、等の四郡は取締所と一手に持ちたる上に十七郡の世話とするのみならず議場にては却て彼々に壓倒せらる〻が故に取締所設立以來曾て不平の聲を絶たざりし處去月二十日頭取の欠員に付各組長を招集し撰擧會を開きたるに田村郡の松本茂氏が當撰せり其後十七郡中の組長は撰擧會の旅費日當を受取るべしと掛合しに取締所にては規約中に其費目もなく又渡すべき金額もなしとて之を渡さず右撰擧會に引續き規約更正其他の事に付臨時會を開きたり其開會中十七郡の議員は撰擧會の旅費日當は假令ひ費目なきも會議費中より支拂ふべしと云ひ又四郡の議員は議會に出席する議員は各郡一
名宛〃成立ち頭取の
あれば會議と撰擧し
支拂ふは不道理なり
の後に廻す事とし
る時四郡議員は元來
あるに議會が之を略
席歸郷したり左れ
會の旅費日當は會議
之を以て頭取に迫り
たるものなれば頭
さるに頭取れ明文な
り之に依りて十七郡
を開き現時の頭取は
ひ退職せしむる事に
くや否や頭取松本氏
歸京し取締所は只書
撰出し取締所の事務
議決及委員をも認可
指揮は受けずと主張
事能はざれば目下生
も如此の有樣なれば
三名宛を福島に出し
約に背きたる議決を
方を設くるの二點な
べきや後日に至り

○高松通信（九月
し日々一二名づ〻の
く蔓延の兆候あり
れども大内寒川三木
頗る繁忙なり○當地
九日其筋へ呈出し此
へ面會の爲め近々松
平氏と共に上京する
在の見込みなりと○
し且つ品質も善良な
受けたる上に先日の
に産する綿花も同樣
如く當地は去る十日
ぎなりしも幸に其時
りしが其が爲め他國
來らざるより數日間
ざれ共四國中にも隨
あらん○先般縣下の
場合に至らず近日開
し縣下に一個の尋常
らば中學校も師範學
は一の縣公立の中學
り然れども私塾は益
る私塾三個所專門を
四十名乃至六七十名
せば莫大の進歩を顯
書を備へざる者なき
毎に動搖するが如き
しく不都合なかる可

○岐阜通信（九月十
さたる如く去る十二
その序を以て太田村
の生糸繭茶品評會後
歸廳は本日頃なるべ
午前八時出頭午後四
に従事せし岐阜公園